
11番 濱井初男議員

議長（中西 康雄君）

通告順8番 濱井初男議員の発言を許可します。

11番（濱井 初男君）

議席番号11番の濱井初男です。3項目につきまして、事前通告をさせていただいております。

まず、地元中小企業の振興についてお伺いします。

現在、我が国の経済状況は、アメリカのサプライ問題に始まる金融危機や株価の低迷、円高など、大変厳しい局面に立っております。いわば津波のようなものでございまして、一気に飲み込まれた、こんなような状況でございます。

つい最近まで、トヨタは世界のトヨタと言われておりましたが、ここへきて大幅な輸出減、販売量の下落で下半期で営業収支が、約1,000億円赤字になる見込であると報道されておりました。自動車関連企業だけで約1万人の人員整理、身近なところでシャープ多気工場の液晶パネル生産ラインを天理工場とともに縮小、派遣社員約300人を削減し、正社員は配置転換などで対応することが、12月11日判明したと新聞報道されておりました。また大企業、中小企業を問わず、経営者の景況感、景気判断は、急激な下落を示して、雇用調整は3社に1社が実施するとも言われております。

一方、倒産件数は10月までで1万3,000件で、昨年比1,211件の増、11月で1万4,284件というふうに聞いておりますけども、負債総額も10月までで11兆円ということで、昨年比約6兆2,000億円の増と、日本国中が深刻な経済状況になっています。製造業から始まり、今や鉄鋼業、化学工業、流通業、サービス業と全業種にわたっておりまして、もともと経営基盤の弱い中小零細企業を取り巻く経営環境は、大変厳しい状況にあると言われております。町内中小零細企業も自動車関連企業は比較的少ないかも知れませんが、実際は予想以上の行状ではないかと私も危惧しております。

このような状況を念頭に入れて、3点にわたってお伺いをいたします。

まず、地元中小企業の育成、振興に対する基本的な町政の方針をお尋ねいたします。

次に、官公需、これは国や地方公共団体等の官公庁などが、企業などと物品購入、役務の提供や工事の請負契約を結ぶことを一般的に官公需言っておりますけども、この官公需について中小企業の受注機会の確保を図ることは、中小企業に対する需要の増進など、有効な手段となることで、経営安定に資する効果も大きいと考えられるわけでございます。

そこで、参考までに一般会計における 18 年度及び 19 年度の町発注の全契約のうち、地元中小企業に対する比率について、物品、工事、役務契約別に実績を示してください。

また、受注機会の増進を図るために、どのような具体策を現在講じておられますか、問います。

その他、各方面との連携、中小企業者への情報発信など、町行政の果たす役割について、ご見解をお伺いいたすものでございます。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

それでは、地元中小企業の振興について、お答えをいたします。

まず、1 点目の地元中小企業の育成、振興に対する基本的な方針についてでございますが、近年、我が国経済は米国のサブプライム問題を機に、経済の減速や株式為替市場の低迷、変動、原油価格の高騰等から、経済の混乱は底知れない状況にあります。

国ではこうした状況に対応するため、平成 20 年 8 月 29 日に政府与党が決定をいたしました、安心実現のための緊急総合対策において、平成 22 年 3 月 31 日までの時限措置として、原材料価格高騰対応策等の緊急保証制度を 10 月 31 日より開始をいたしました。さらには平成 20 年 10 月 30 日、政府与党会議・経済対策閣僚会議合同会議決定において、生活対策が決定され、中小小規模企業に十分な資金繰りを対策とした第 2 次補正予算案を、年明け早々の通常国会に提出する方針でございます。

本町の 656 事業所、平成 18 年の事業所企業統計調査でございますが、その中でもそのすべてが中小・小規模企業で、金融不安や景気後退の影響を受けやすい中小企業にとっては資金繰りが苦しく、その

経営環境は厳しい状況に置かれております。

町内の中小企業は、これまで新たな産業の創出や就業機会の増大等通じて産業振興をはじめ、町の活力の維持及び強化に重要な役割を果たすとともに、地域のコミュニティを維持形成し、地域の文化や伝統を育む等地域社会にとっても重要な役割を担ってまいりました。

新規企業の立地推進はもちろんですが、既存の中小企業の振興支援は最も重要でもあり、町の雇用の安定や拡大を生み出すことで、町民所得や税収を増加させ、地域全体が活性化につながるものと考えております。

町といたしましては、産業振興にも社会的にも重要な存在である中小企業は、この厳しい状況の中でも、その活力を遺憾なく発揮するためには、中小企業者等の自らの創意工夫や努力により解決されることを基本といたしますが、国、県、商工会等関係機関の協力を得ながら、そしてまた連携して、その対策にあたってまいりたいと考えております。

2点目の物品工事、役務の契約別の実績についてお答えをいたします。

なお、お答えする実績数値につきましては、一般会計の需用費、役務費、委託料、工事請負費、備品購入費及び原材料費について、抽出をいたしてありまして、うち光熱水費、各種電算委託料、あるいは通信運搬費等の、あらかじめ契約相手が特定される町外業者への契約実績は含んでおりません。また、件数は伝票件数とさせていただきたいと存じますので、あらかじめご了承をお願いをいたしたいと思っております。

まず、物品でございますが、主たる契約の内容につきましては、消耗品、燃料、それから食料品及び原材料などでございますが、平成18年度につきましては、総件数が4,335件、総金額が9,902万5,000円余でございました。うち中小企業への件数が3,470件、割合にして80.05%、金額で8,441万1,000円余でございます。割合にして85.24%を占めております。

平成19年度につきましては、総件数が4,104件、総金額が1億1,654万円でございます。うち中小企業への件数が3,505件、割合にして85.4%、金額が1億538万5,000円で、割合にして90.43%でございました。

続きまして、工事でございますが、主たる契約の内容につきましては、修繕及び建設工事などでございますが、平成18年度につきましては、総件数が396件、総金額が4億5,128万5,000円でございます。うち中小企業への件数が387件、割合にして97.73%、金額が4億4,968万9,000円でございます。割合にして99.65%でございました。

平成19年度につきましては、総件数が434件、総金額が5億1,789万5,000円でございます。うち中小企業への件数が428件、割合にして98.62%、金額で4億8,490万4,000円、割合にして93.63%

ございました。

最後に役務費でございますが、主たる契約の内容につきましては、建設工事関連の測量設計、印刷製本、公用車の車検、施設管理等の業務及び各種事業の業務委託などでございますが、平成18年度につきましては、総件数が2,494件、総金額が5億192万9,000円でございます。うち中小企業への件数が2,240件、割合にして89.82%、金額で4億7,541万8,000円、割合にして94.72%でございます。

平成19年度につきましては、総件数が2,367件、総金額が4億9,173万9,000円でございます。うち中小企業への件数が2,156件、割合にして91.09%、金額で4億5,305万4,000円、割合にして92.13%でございます。

続きまして、受注確保の増進を図るための具体策はとのことでございますが、本年度の事業でございますが、三瀬谷統合保育所及び三瀬谷小学校体育館の建築に伴い、可能な限り専門業種ごとに分離発注を行い、町内中小企業の受注機会の確保に努める施策を講じたところでございます。

そのほかにも、公用車等への燃料購入につきましては、三重県石油協同組合大台支部等との単価契約を行い、適正な契約価格への抑制に努めながら、現金による販売店等を除く、町内の燃料販売店すべてで燃料の購入ができる仕組みをつくり、受注機会の確保に努めているところでございます。

いくつかの事例をご紹介させていただきましたんですが、今後につきましても契約に対する競争原理を保ちつつ、可能な限りにおいてさまざまな取り組みを積極的に導入し、町内の中小企業の受注機会を確保すべく、取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の中小企業の育成、振興に対しての行政の役割でございますが、地域経済、社会の安定的な発展を実現していくには、地域における産業や中小企業が元気であることが重要でございます。町としましても既存の中小企業、また新たな起業を目指す方々の自らの創意工夫や、自主的な努力を尊重する立場を基本といたしますが、いろいろな角度から支援をしていきたいと考えております。

特に本町は、第1次産業が基幹産業であり、数多くの地域資源がございます。これらの資源を利用して、新商品や新サービスの開発など、中小企業の方と農林水産業者の方が、お互いの経営資源を持ち寄り、連携した取り組みを県、あるいは産業支援センター、商工会等と連携して支援するとともに、異業種間における総合理解の場の提供や、産学官連携による研究開発も検討していきたいと考えております。

また、町におきましても、これまで地元の農産物を利用した特産品開発や、直売施設、地元産材を活用したプレカット工場、そして観光交流など、各種の第三セクターを設立し、地元で就業の場を確保してきたところで、今後もこれら第三セクターの健全運営に努めることが、町の中小企業の振興に

もつなげるものと考えております。

さらに、企業の進出は地域における雇用の創出を生み出し、定住につながることから、弥起井地内の町有地の有効活用とあわせて、紀勢自動車道の延伸による都市圏とのアクセスの良さを活用し、企業誘致にも積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（中西 康雄君）

濱井議員。

11 番（濱井 初男君）

ご答弁いただきました。再質問をさせていただきたいと思います。

本町の個人商店、事業所を含む全事業者数及び従業員数は、これはさきほど町長がおっしゃられましたが、18 年度事業所企業統計調査によりますと 656 事業所、従業員数 3,867 人とのことでございます。ここで働いておられる経営者や従業員の方々の現状は、どのようなものなのか、厳しい状況に立っておるとい町長のご認識でございましたが、資金繰りや経営状況のこの考え方と言いますか、こういったその状況、悪化の状況をですね、これは非常に進んでおるといことでございます。

今年 11 月度の三重県内の企業倒産件数、負債総額は東京商工リサーチ月報によりますと、ともに大幅に増加し、倒産件数 18 件、前月 13 件で 38.5%の増、それから昨年同月比でも同じく 13 件で、38.5%の増、それから負債総額が 226 億 4,000 万円で、前年同月比とも約 4 倍の域に達しておるといことになっております。この調査は、負債総額は 1,000 万円以上の企業を対象にしておりますので、実際はもっともっとひどい現状であると言わざるを得ません。

そこで、4 点ほど質問させていただきます。

まず 1 点目でございますけども、大台町内の倒産件数などは把握されておられますか。再建計画を出されている企業の方も含めてお示しいたきたいと思います。

それから 2 番目でございますけども、資金繰り、経営状況、すなわち状況といわれるものですが

も、まず間違いなく非常に厳しいものであると思われるわけでございますけども、町としての緊急支援策、これはさきほど言われた保証額の関係がありますけども、それ特段それ以外にもあるかどうかというようなことも含めて、お答えいただきたいと思います。

さきほど言われました、政府が中小企業の資金繰り支援のために新設した保証枠 6 兆円の緊急保証制度がですね、10 月 31 日から開始されました。これは資金を金融機関から借りるときにですね、いわゆる信用保証協会に保証金を出して、無償の担保で借りられるという、この仕組みの中で、保証枠 6 兆円の緊急保証制度ができたということで、開始されておるわけでございますけども、この原材料価格高騰対応等緊急資金についてはですね、12 月 10 日から対象業種 698 業種に増やされた。ほとんどの業種が該当するわけでございます。一般保証枠 8,000 万円に加えまして、別枠で 8,000 万円までの保証を利用できると、こういうものであります。

三重県におきましては、通常保証料率が 0.8%のところを、県補助率 0.3%を控除して、0.5%の保証料率となっております。経営の安定に支障を生じている中小企業者の町の首長がですね、一定の基準をもって認定して、民有金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会の別枠保証を利用できるということになるわけでございます。大台町では産業課が申請受け付けの窓口となっております。直近の受け付け件数、申請の受け付け件数でございますね、これは何件になっておりますか。当然、把握されておられると思いますけども、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、昭和 41 年に随分古い話になりますけども、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律というものが施行されました。これによりまして、国等における契約の方針が毎年決められておりまして、いわゆるさきほど言われましたような特定品目と言いますか、事務用品や机、椅子などの什器類、作業着など、こういったものの発注情報なりですね、それから発注の増大、発注情報を提供しながら発注の増大を図っていく、そして分離、分割発注の推進、地元中小企業者等の活用などが決められているところでございます。

地方公共団体ではですね、官公需確保法第 7 条で、国等に準じて必要な施策を講じるようにという努力規定と言いますか、努めることになっておるわけでございます。談合防止策としましてはですね、一般競争入札の導入は原則必要でございますけども、地元業者は自分とのかををよく把握していることでもありますし、地元業者の育成の観点から、現在、国の契約方法は大規模工事以外は原則として地元企業に受注できる仕組みが必要との考えを示しております。

つまり、受注しやすいような参加要件を設けて、その中でも工事規模に応じて地域の大手、中堅、中小規模の企業が住み分けを図ることをというような考え方でございます。また落札者となるべき者を落札者とせずにはですね、技術提携などの優劣を総合的に評価して、最も高い者を落札者にする、い

わゆる総合評価方式の活用も有効な方法であると言われております。

一方、本町の会計規則で、例えば工事では130万円、物品購入では8万円を限度としまして、随意契約が認められておるわけでございます。さらにですね、より安価な契約ということで、発注内容をまとめるという場合もありますけども、この地元のことをよく把握している地元業者を選ぶのが、より適切で有利であるというような場合、そういった場合は随契の形をとれるのではないかなと思うわけで、その点斟酌すべきケースもあると思いますが、そういったようなこともご見解を伺いたいと思います。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

その経営状況の把握、あるいは倒産件数の把握なり、また支援策があるのかということでございますが、町内の事業所はですね、すべてが中小、あるいは小規模企業ということで、金融不安、あるいは景気後退に影響を受けやすい企業状況でもございます。資金繰りが苦しい中で、その経営環境は非常に厳しい状況に置かれてきておるということで、とりわけ北京オリンピック以降ですね、そこらが顕著に出てきているのではないかと考えております。

経営状況の調査につきましては、町は実施をしておりませんし、また商工会も実施はしておりません。倒産件数ですが、商工会に問い合わせましたところ、平成19年度はございませんでしたんですが、平成20年度この12月上旬までですが、個人再生の申請が1件と、1社は倒産があったようでございます。

町としての緊急支援策につきましては、市町単独による中小企業の融資制度を制度化している市町もございまして、その可能性について今後スピードをもってですね、検討してまいりたいと思っております。

緊急保証制度の件数、またこの制度の告知方法ということなんですが、中小企業の信用保険法第2条4項に基づく制度は、第1号から8号までの支援措置がございまして、各号に基づく申請が11月末で

ですね、23件ございました。緊急保証制度による措置は、そのうち第5号にかかるということでございまして、その受け付け件数は、10月31日から12月16日までで21件と、こうなっております。この件数を見ましても、町内の企業が非常に厳しい状況に置かれているなということが判断できるわけでございます。

商工会への加入率ですね、商工会に問い合わせましたところ、68.8%ということで、会員以外への告知方法につきましては、現在は行っておりませんが、申請者の情報入手、あるいは取り引きされている金融機関、国県の情報提供、町商工会からの情報提供によるものが多いと聞いておりますので、町もケーブルテレビなどで周知をしていきたいと考えているところでございます。

公共工事での分離なり、あるいは分割発注、そしてまた受注しやすいような状況づくりというようなことではございますが、今年度も統合保育所の新設工事につきましては、なるべく地元企業へ発注を行いたいということから、分離発注に努めさせていただいたところでございます。今後の大型の公共工事につきましても、可能な限り工事内容をよく勘案し、分離発注をすることとして、地元企業への発注を推進してまいりたいと考えております。

次に、地域状況の把握と夜間等の対応が可能な、町内業者を指名業者の選定理由とする件についてですが、契約の内容によりましては、地域状況をよく把握しながら、緊急時の対応も可能であり、かつ地元調整が適切にできるという判断から、町内業者であることを指名業者としての選定理由にすることは可能であると考えております。

現に、現在の公共工事の発注基準につきましては、公正な競争性を妨げない範囲において、地元企業を中心に指名業者を選定しておりますので、ご指摘の件につきましては、考慮しているところでございます。

次に、随契に関する見解でございますが、町が発注する公共工事にかかるすべての契約に関しましては、地方自治法に規定される競争入札を原則としているところであります。随意契約につきましては、あくまでも地方自治法で定める、できる規定でございますので、契約の性質及び目的に応じ、随意契約を行うことが適切であると判断した場合のみに行うこととしております。今後につきましても、常に地元企業の振興を考慮しながら、適切な法解釈のもとで発注を行うべきであると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

議長（中西 康雄君）

濱井議員。

11 番（濱井 初男君）

現在の金融危機や円高の中で、経営への影響はどうか、そして売上状況はどうか、あるいは今後の見通しはどうかかなどですね、やっぱり事業所の景況感なり、状況を把握することが極めて大事ではないかと、町としてですね、早急にアンケート調査を実施する必要はないのか、ご見解を伺いたいと思います。

それから、信用保証協会の審査の結果ですね、緊急保証制度が利用できたとしても、金融機関に対する、いわゆるその所定利率分の支払いなりですね、あるいは保証協会への返済、保証料を支払うことは当然ながら生じてくるわけですが、さきほど町長がご答弁のなかで、他の市町で単独の融資制度を実施したりですね、保証料の全額、あるいは一部を補助をしたり、融資にかかる償還利子の補助を行ったりしているところもあるということでした。

町としてもですね、財源非常に厳しい状況の中ではございます。しかしですね、何らかのその条件を定めて、あるいは特定目的基金なり、定額運用基金を創設するというところもあるかも知れませんが、これらのためにですね、町がその返還期間を定めて、決めて無利子でお貸しをするというふうなですね、支援ということはできないでしょうか。

それからですね、実は広報おおい12月号に、町の出来事欄というのがございました。この中で、黄綬褒章を受賞、柴田正二郎さんという見出しで出ております。この中身は新田に今おられます柴田さんが、建築板金やっておられるんですけども、ここで鍛金という技術を使って製作をされておるといようなことについて、あるいは本業とともにですね、指導者やボランティアという形で活躍されておられるんですけども、この方に対して黄綬褒章が出されたと、受賞されたということと。それからもう1つ、森の名人に、これは国土緑化推進機構から、平成20年度の森の名人に西要司さん、松原に在住される方、それから上菅でこれは鍛冶業を営んでおられます小倉州南也さんがですね、認定されたと、こういうふうなことが掲載されております。

私はですね、町内の中にたくさんの頑張っておられる中小零細企業の方々、商店主の方々がいらっしゃると思うんです。こういう方に対して、さきほど町長が言われました、いわゆる農林漁業者と中小企業者が共同して、新商品サービスの開発を行う農商工と連携事業とかですね、ほかに三重地域コミュニティ応援ファンドとか、地域支援活用プログラムを始めて、オンリーワン企業やベンチャー企

業に対する支援とかですね、あるいは技術革新、イノベーションと言いますけども、そういった支援などがございます。頑張る中小企業者に対しですね、三重県は社団法人三重県産業支援センターが窓口となって、多くのこのような支援策を提供しておるといってございます。

例えば、三重大学創造開発研究センターや、三重大学内にあります株式会社三重ティ - エルオ - では、企業がいわゆる大学の先生であります研究者などから、さまざまな技術相談とかですね、技術指導を受けることが可能となっておりますのでございます。

こういった社会的要請ともいえるようなことがですね、これらの組織とか研究機関等の情報提供、そして各支援策などの相談窓口としてのですね、町行政のあり方について、ご所見をお尋ねしたいと思います。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

町内にその小規模企業等の売上状況、あるいは今後の見通し、そしてまたその調査等の予定ということなんですが、この売上状況などのアンケートの実施につきましてはですね、売上状況などは企業の個人情報でありますんで、把握することが困難でございます。

そのため、毎年三重県と産業支援センターが連携して、県内の中小企業 1,000 社を対象にですね、景況調査を四半期ごとに実施しているとのことでございます。その結果につきましては、県のホームページに記載がされておると、こういうことでございます。町といたしましても、本調査を参考に適宜、事業所の景況業況を把握しておると、こういうようなことでございます。

信用保証協会へ支払う保証料等のもので、支援策はないのかというふうなことですけども、県内の市町では市を中心にですね、各種の支援制度を実施しているところがございますが、この保証料につきましても、近隣市町との調整も当然、これ必要となってまいりますんで、その可能性についてスピードをもって、今後検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

農商工連携なり、いわゆる産官学連携とかいうようなことで、ご質疑があったわけなんですけども、今

のところ農商工等での連携等を行う相談窓口としての専門職のですね、設置の考え方は今持っておりませんが、現行の体制でですね、対応をしていくべきかなというふうに思っております。

ですので、新たなその室を設けるとかですね、まずは担当制というふうなことになるんだろうと思いますが、今の現行の体制でですね、対応していく考え方でございます。今以上にですね、県なり、あるいは産業支援センター、お申し出のありました大学との連携とかですね、そういったようなことも当然図っていかならん、すでにですね、林の関係ではですね、その大学等の先生方との協調なり、あるいは地域づくりの関連では、早稲田大学が入ってきたりして、いろいろその連携をしながらやらせていただいておりますが、引き続き協力体制取りながらですね、対応を図っていきたいところ思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（中西 康雄君）

濱井議員。

11 番（濱井 初男君）

財政状況の一層の公開について、お伺いをいたしたいと思ひます。

行政改革推進の流れのもとで、地方公会計制度といたしまして、国の作成基準に準拠いたしまして、発注方式の活用と複式簿記の導入を図って、3万人未満の市及び町村は、18年8月からなんですかね、5年以内にバランスシート、行政コスト計算書、実質収支計算書、損益計算書の4表の作成及び情報の開示の徹底に取り組むとしております。

また、地方財政健全化法では、実質赤字比率、連結実質比率、将来負担比率、公営企業の資金不足比率の全面公開を実施し、住民の直接監視を可能とするものでございます。このことについては、昨年3月に私のほうから一般質問で取り上げ、質問させていただきましてところもございすが、町の方針もこれからという状況でございました。2年近く経過しましたので、改めてお伺いをするものでございます。

それでは2点質問させていただきます。

まず、1点目でございます。財務諸表を作成、原則4表について、本町の目標年次はいつか。財政

健全化法の成立に伴い、総務省は新たな財務書類として、基準モデルと総務省改定モデルを、この2方式を提示しておりますが、本町はどちらの方式を採用するのか。また、これらを町財政の分析にどのように活用していくのか、お伺いをしたいと思います。

2番目に、地方自治法第243条3で、財政状況の公表を同法233条第6項では、決算の報告、市町では県への報告ということでございますが、それから公表、住民への要領を公表を定めております。また、本町では大台町財政状況の公表に関する条例で定めておるところでございます。財政状況がますます厳しくなる中では、一層の公開が求められています。ご見解、並びに今後の対応などについて、お伺いいたします。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

それでは、財政状況の公表等につきまして、お答えをいたします。

まず、財務処理4表の作成目標年次等についてでございますが、今回の地方公会計制度の改革は、平成18年8月31日の総務事務次官通知で、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針におきまして、新地方公会計制度研究会報告書で示されました、普通会計ベース及び連結ベースの財務書類4表、すなわち貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書を都道府県及び人口3万人以上の都市については、平成21年度までに、町村及び人口3万人未満の都市については、23年度までに整備することの方針が示されたところでございます。

このうち新地方公会計制度は、法的に位置づけられたものではないため、その義務が地方公共団体に課せられたものではありません。しかし、行政の透明性の確保という観点から、本町でもこの指針に基づき、なるべく早い時期にこの普通会計財務書類4表を、そしてその後、特別会計、一部事務組合、第三セクターを含めた連結財務書類4表の公表を進めてまいりたいと考えております。

財務書類の採用モデルについてのご質問ですが、財務書類の作成にあたりましては、新地方公会計制度研究会報告書で、総務省方式改定モデルと基準モデルが示されました。基準モデルがすべての資

産台帳の整備と、個別出納データ単位での複式簿記の考え方の導入を、初期の段階から必須としているのに対し、総務省方式の改定モデルでは、暫定的な簡便法として、決算統計等の集計データの活用を認めているため、当町としましては後者の総務省方式改定モデルによる財務諸表4表の整備を行ってまいりたいと思います。

なお、三重県内のほとんどの市町につきましても、総務省方式の改定モデルを採用するように伺っております。

財務書類4表を町財政の分析にどう生かしていくのかということですが、貸借対照表は地方公共団体が住民サービスを行うために保有している財産と、その財産をどのような財源で賄ってきたかを、総括的に対照表示した一覧表で、資産を公共資産、投資資産、流動資産に分類し、負債と純資産でバランスしております。

行政コスト計算書は、地方公共団体の経常的な活動に伴うコストと使用料、手数料等の収入を示すものです。資産形成に結びつかない1年間の行政サービスを提供するうえで、使われた経費から受益者負担などの収益で賄われたものを差し引いた額で示される純経常行政コストは、地方税や地方交付税といった一般財源で賄わなければならないコストを表しております。

それから純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が1会計期間にどのように増減してかを明らかにしており、総額としての純資産の変動に加えて、それがどういった財源や要因で増減したのかについての情報を示しております。

それから資金収支計算書は、現金の流れを示すものでありまして、その収支を性質に応じて経常的収支、公共資産整備収支、投資財務的収支などに区分して表示することで、どのような活動に資金が必要とされているかが、わかるわけでありまして。

そこで、この4表を作成公表する効果として、まず上げられますのが、これまでの歳入歳出決算状況に加えて、資産やコストの情報も含めた財政状況を公表することにより、行政の透明性をより高める効果があると存じております。

また、行財政改革にあたりまして、目標指標に貸借対照表から得られる比率等を活用して、ストックベースでの改革改善を行うこともできるわけでありまして。そして類似団体や近隣団体と比較分析することで、全体的な観点から大台町の特徴や課題を含めた方向性の検討に活用できるなど、さまざまに利用できると考えております。

次に、2点目の財政状況の一層の公開に関してであります。議員ご指摘のとおり、地方自治法243条の3で、毎年2回以上の財政状況の公表と、同法233条で決算に関する公表が求められております。

また、今年度から財政健全化法で4指標の公表も義務付けられまして、当町では広報紙、ホームペ

ージを活用し、その公表を行っております。今月号の広報紙で上半期の執行状況を掲載しておりますし、1月の広報誌には議会認定後の19年度決算の掲載を予定をいたしております。

さらに、1点目のご質問にありましたように、財務書類4表の公表も今後行ってまいりたいと思います。これひとえに住民に対する行政の透明性確保と説明責任の履行にございます。そしてそれは財政情報などに止まらず、行政全般について言えることでありまして、今後とも住民に必要な情報については、積極的に提供してまいります。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（中西 康雄君）

濱井議員。

11番（濱井 初男君）

町の職員は、我が町の財政状況に関心を持つことが必要な時代となっております。自分の仕事を遂行するうえでですね、どのように考えて、どのように行動していったら良いか、住民満足を実現するために、絶えず自己なり仕組みを評価して改善していく、まさに行政経営品質向上の目指すものではないでしょうか。

財務書類4表の作成で、財政状態、運営状態の把握を行うことが求められておるわけですが、これを生きた情報としてするためには、どのような考えでおられるかをご答弁、もう少し詳しくしていただきたいと思ひます。

それから、大台町の財政状況の公表に関する条例第1条で、地方自治法第243条の3第1項の規定による財政状況の公表に関しては、この条例の定めるところによるということで、第2条で財政状況の公表は毎年6月及び12月に行う。そして第3条第1項では、6月は前年10月1日から3月31日まで、そして12月はですね、いわゆる4月1日から当該年度の4月1日から9月30日までの期間における内容、そして前年度の決算の状況を明らかにすると、こういうふうに規定されています。

そうして第4条で、財政状況の公表は大台町ですね、公告式条例の定める方法、これは本庁舎と宮川総合支所の掲示場に掲示するというところでございますけども、それともう一つは、町が配布をする、いわゆる広報に掲載するというふうに謳ってございます。現実はどうなのか、確かにわかりやす

い予算書、あれは大変いいと思うんですけども、6月、12月に広報等でも出されておりますけども、それとそのホームページでも出されておるんですけども、いわゆる前年度の決算というのがですね、広報誌に乗せられてないんじゃないか、ホームページでご覧くださいというふうな記事は確かにしてございます。

ですからですね、私は間違いであるとは言っておりませんが、やはり条例で定めておりますんですから、それと住民に対してより一層の公開を考えるということならばですね、やはり広報誌にも載せる必要があるんじゃないか。

といいますのは、ホームページ確かにいいんですけども、住民のほとんどの方はですね、やっぱり広報誌でしか見えないというような方もたくさんおられると思うんですよ。ですから、そういう人たちのためにも、是非、今後広報誌でですね、ホームページに出されている程度でいいと思うんですけども、まずは出していただきたいと思います。その2点につきまして、お伺いしておきたいと思えます。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

まず、この職員がですね、財政全般等について、もっとこの意識を持ちながら、職務の改良改善に結びつけていくというようなことで、こういったその財政指標等も生きた情報にすべきではないかと、こういうことでございます。

当然、財政状況等の話は条例があったりとか、いろんなところで出てくるわけでございまして、町の財政は厳しいんだという程度はですね、職員も認識はしているところでもございます。しかし、詳しいところまではですね、やはりそこまで見ていない部分が現実かと思えます。

どこまでが詳しいのか、どこまで知っておらなあかんのかということになりますと、またこれも疑問点が多々いろんなところから出てきますんで、いわゆる町民の皆さんがいただいた税金をですね、どのようにサービスをしてお返しするのかという、そこら辺をですね、それぞれの分野で職員が頑張っ

ておるといふようなことでございますんで、こちら辺はですね、我々も留意しながら進めさせていただきませんが、あまり財政が厳しい、厳しいとなるとですね、もう予算も要求も縮ってくるんですね。それはかえってね、お金は少なくてもいいんですけども、かえって町民の皆さんの不利益にもつながるといふ部分がありますんで、ここは町長、どうしても必要ですんやて、ダーッとやるといふところもなければいかんわけです。

そこら辺で、財政調整課のあたる財源はどうなのかといふふうなことも、いろいろ考えながらやらなあかんわけです。といふようなこともありますので、そういう意識もですね、これからはもっともって入れていかなあかんと思っているところであります。

この公表でですね、前年度決算といふことございまして、これまでホームページといふことですが、当然、来年1月の広報もですね、この認定されました決算をですね出していくと、いふことになろうと思ひます。もうできたんやろ、といふようなことでもございましてね、やっていますんで、いろいろその財政といふことですね、町民の皆さんはあまり面白くないんですね。借金がどうやとか、経常収支がどうやとかですね、中には関心を示している方もみえるんですが、およその皆さんフーンたらもう終わりのような部分もあると思ひますよ。

しかし、いふような部分はこうですよといふことで、もっとね情報として出すほうにも工夫は要るわけですね。あつこんなんかと、おいらの税金はこうなつて、いふふうに使われてきたんやなとか、もっとその町民の皆さんの立場になつたその出し方といふことも、これ考へていかんと、ただ、投資的いくらですか、人件費はいくらでしたでは、これ面白くないんですね。

他所と比べてどうやとかね、いろいろなこと手法があると思ひますんで、こちら辺も工夫、今度はどうかわかりませんが、今後、工夫してまいりたいと思ひますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

議長（中西 康雄君）

濱井議員。

11 番（濱井 初男君）

まさしく、町長がご答弁いただいたとおりだと思うんです。住民への公表というのは、単なる数値の羅列だけでは本当の公表開示ではないと思うわけでございます。やはり住民の方たちが見てですね、興味を持っていただいて、よくわかる形でなけりゃならんと思うわけでございます。

ちょっと話は飛んでしまうかわかりませんが、新聞報道に出ていました県議会でもですね、財政調整会議の中でですね、先般、奈良女子大学の澤井勝先生が意見を述べられております。第1回の会合に対する答申に対する意見聴取ということなんですけども、やはり単なる数値羅列だけでは駄目やというようなことで、住民がわかりやすい、例えば類似団体の地方公共団体、近くですね、できるだけ近隣のよく似た財政状況等の人口等の考えるわけでございますけども、そういったところとの類似団体との比較というものが、必要ではないかというようなことも述べられておりますので、特段そのとおりにしなきゃならんというものではないですけども、同じようなことも考えられるわけでございますので、是非ですね、そういったことも、今後ご検討をしていただきたいというふうに思います。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

しっかりと留意してかかってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（中西 康雄君）

濱井議員。

11 番（濱井 初男君）

最後の質問でございます。定額給付金の支給方法につきまして、お伺いをいたしたいと思います。

総額 2 兆円の定額給付金の報道情報は日々変わってきております。ここへきてですね、与党内にも異論が続出しておるとい状況であります。実施されることを前提に質問させていただきますが、さきほど堀江洋子議員が的確な質問をされ、町長のご答弁でほとんど理解できました。このことにつきまして、当初の質問予定から、理解できましたことは省かせていただきます。まずお断りを申し上げます。

総務省は 11 月 28 日、追加経済対策の定額給付金、総額 2 兆円に対しまして、制度概要を公表したということでございますが、給付対象者の所得制限は設けないことを基本として、全世帯給付を想定しておるわけでございます。市区町村が高額所得者に辞退を呼びかけることは可能としたと、これは 12 月 1 日の新聞報道での記事内容でございます。

大変細かいことになっていくんですけども、2、3 質問をさせていただきたいと思います。まず、その支給の法的根拠はないわけです。これはもともと所得制限をすれば、厳密にすればですね、法的なよりどころが要するということになるわけなんですけども、今回はないと。

その中でですね、支給をするというやっぱり理由付けというのはですね、しっかり持っておかないといけないと思うんです。町長はさきほどの堀江議員のご答弁の中で、これはいわゆる生活の基盤に充てるのやと、生活支援を中心に考えていくというようなことございました。そこら辺の基本的な考え方、もう一度お伺いしておきたいと思います。

それからですね、国県からの情報というのは一回説明会があったように言われましたが、十分なかどうかなのかということでございます。

それからですね、いわゆるまだ担当は決まってないということでございますが、今後、会計管理者になるのか、そういう方、あるいはその担当部署でですね、チームをつくってやっていく必要がないのかなという感じもするんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

議長（中西 康雄君）

答弁時間を残してください。

11 番（濱井 初男君）

一分ですね。わかりました。以上、お願いいたします。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

端的に答えさせていただきたいと思います。

まず、セイフティーネットとしての社会生活基盤の充実に充てるべきもんだと考えております。

また、担当部署はまだ決まっておりませんが、これは早急に設定をさせていただいて、対応をいたしたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

一般質問の途中ですが、しばらく休憩します。

再開は午後 1 時といたします。

（午前 12 時 00 分）

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き一般質問を再開をいたします。

（午後 1 時 00 分）